# 火入れによる火災を予防するために

# 火入れはルールを守って安全に！

ちょっとした火が**大きな山火事**につながります！



火入れによる火災が多数発生しています。
火災を起こさないように決まり事を守り、
安全な実施をお願いいたします。

## 火入れをするときの5つの約束

### 1 0.3ha以下に区画する

1ha以上になる場合は、
0.3ha以下に分けて実施します。




0.1ha = 1,000㎡（平方メートル）

### 2 周囲に防火帯をつくる

各区画の周囲5mを刈り取る等し
可燃物を除去し、延焼しないように
します。（防火帯）
※傾斜地の場合 風下に当たる部分は10m




### 3 必要な人数を確保する

0.1haまでは5人、
0.1haを超える場合は0.1ha毎に
3人を加えます。



0.1haまで **5人** → 0.1haを超える場合 0.1ha毎に **＋3人**

### 4 一つの区画の消火を確認してから次の区画に進む

確実に消火を確認し、
安全を確認してから次の区画へ
移りましょう。




### 5 天候が悪い日は絶対にやらない

強風注意報、乾燥注意報、
火災警報が発令されたら
中止しましょう。

強風注意報　乾燥注意報　火災警報

**発令時は中止！**



火入れに携わる全ての人が、決まり事を守れているか確認をしながら
安全に実施し、火災の予防をお願いいたします。

# ルールを守らないと罰則があります

| | |
|---|---|
| 決まり事を守らずに実施した場合 | 20万円以下の罰金（森林法） |
| 決まり事を守らず実施し他人の森林を焼いてしまった場合 | 30万円以下の罰金、保安林の場合50万円以下の罰金（森林法） |
| 火災警報発令中の火入れ野焼き等 | 30万円以下の罰金か拘留（消防法） |
| 屋外の火災予防措置命令に従わなかった場合 | 30万円以下の罰金か拘留（消防法） |
| 不注意によって火災を発生させ公共の危険を生じさせた場合 | 50万円以下の罰金（刑法） |



## 「知らなかった」では済まされません!

決まりを守って、
**火災のない安全な地域を**
つくりましょう。




お問い合わせ
笠間市消防本部 予防課
0296−72−0874

火の取り扱いに、
十分注意しましょう。